

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年5月1日規則第49号）

最終改正:令和3年3月31日規則第10号

改正内容:令和3年3月31日規則第10号 [令和3年4月1日]

別表第3（第11条関係）

区分			料率	金額			備考
				西宮水面貯木場	姫路水面貯木場	津居山水面貯木場	
水面貯木場	一時使用区域	使用期間のうち、30日までの期間	1平方メートルにつき	円 17	円 11	円 8	
		使用期間のうち、31日から60日までの期間	1平方メートルにつき	22	18	13	
		使用期間のうち、61日以降の期間	1平方メートルにつき30日までごとに	28	24	20	
	専用使用区域	1平方メートルにつき1月	17	11	8		